（別紙１）

小学校調査と中学校調査の調査結果の連携に関するQ&A

Q１　小学校調査と中学校調査の関係についての分析結果について、文部科学省から各生徒に返却することができる分析内容にはどのようなものが含まれますか。

A　具体的には、今後検討していきますが、現時点では、例えば、
①小学校調査と中学校調査について、各教科の正答率（学習指導要領の領域等や問題形式などで区分）の推移が分かるグラフや、
②小学校調査と中学校調査の各設問を、学習学年ごとに分類したもの、
③教科ごとの正答数を学力層に区分した場合に小学校から中学校への学力層の推移、
④学習状況等に関する児童生徒質問紙の回答の変化
等の分析結果を返却することを想定しています。

Q２　児童の個人票コードと氏名のみを記載した資料を、小学校から中学校に送付する場合にも、個人情報に該当し、当該児童の保護者の同意が必要となりますか。

A　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条に規定する「個人情報」については、氏名が記載されているのであれば、個人情報となります。公立学校での取扱いについては、条例の規定の解釈を確認してください。

Q３　例えば、児童の進学先の中学校等に個人票を送付する場合には、個人情報保護条例のどのような規定を確認する必要がありますか。

A　ある市の個人情報保護条例の関係規定と解釈例を添付します（別紙２）。